様式第８号(第７条関係)

令和７年４月７日

東御市議会議長

山崎　康一　　様

会　派　名　　日本共産党

代表者氏名　　窪田　俊介

令和６年度（下期）政務活動費収支報告書

東御市議会政務活動費の交付に関する規則第７条の規定により、下記のとおり、令和６年度（下期）政務活動費収支報告書を提出します。

記

| | | |
|---|---|---|
| 交付金額 | 100,000 | 円 |
| 支出金額 | 25,000 | 円 |
| 差引金額 | 75,000 | 円 |

（支出の内訳）　　（単位：円）

| 科　目 | 決　算　額 | 政務活動費充当額 | 説　明 |
|---|---|---|---|
| 調査研究費 | | | |
| 研　修　費 | 25,000 | 25,000 | 「第５５回議員の学校」受講 |
| 広　報　費 | | | |
| 広　聴　費 | | | |
| 要望・陳情活動費 | | | |
| 会　議　費 | | | |
| 資料作成費 | | | |
| 資料購入費 | | | |
| 人　件　費 | | | |
| 事　務　所　費 | | | |
| 計 | 25,000 | 25,000 | |

（実施事業）

| 事　業　名 | 事　業　内　容 |
|---|---|
| 第55回「議員の学校」受講 | NPO 法人多摩住民自治研究所が主催する「議員の学校」企画。森裕之・立命館大学政策科学部教授の地方財政に関する講義を受講。 |

政務活動記録簿

| | |
|---|---|
| 会派名 | 日本共産党 |
| 事業名 | 第５５回「議員の学校」(Zoom受講) |
| 実施日 | 令和７年１月１６日、１７日 |
| 参加議員 | 窪田俊介 |

１　東御市における課題と研修・調査の目的

NPO法人多摩住民自治研究所主催の第５５回「議員の学校」の地方財政に関する森裕之・立命館大学政策科学部教授の３つの講義にオンライン参加（講義内容は別紙添付チラシを参照）。

２０２５年３月定例会に臨むにあたり、政府の２０２５年地方財政計画の要点の把握や、自治体財政の基本を学びなおす機会にした。また中長期的な視座では「骨太の方針２０２４」にみられる、高齢化・人口減少の深刻化、インフラ・公共施設の更新時期と公共サービス維持のコスト増について、当会派でもどう向き合うか、最初の学びの機会となった。自治体財政の学びなおしで、東御市の財政概要をつかんだ上で一般質問に立つことが出来た。中長期的な課題を考えると、継続的に独自学習に取り組まなければと考える。

２　経　費

| 使途項目 | 経費の内容と内訳 | | 金額（円） |
|---|---|---|---|
| (該当項目に○)<br>○) | 講座参加費 | | 25,000 |
| 調査研究費 | | | |
| 研　修　費 | | | |
| 広　報　費 | | | |
| 広　聴　費 | | | |
| 要請･陳情活動費 | | | |
| 会　議　費 | | | |
| 資料作成費 | | | |
| 資料購入費 | | | |
| 人　件　費 | | | |
| 事 務 所 費 | | | |
| | | | |
| 合　計 | | | 25,000 |

※　裏面に本事業に要した領収書その他支出を証する書類を添付のこと

３　実施概要　（視察箇所ごとに記載）　（№１）

| | |
|---|---|
| 実施日時 | 令和７年１月１６日（木）午後１時～午後４時３０分<br>令和７年１月１７日（金）午前１０時～午前１１時５０分 |
| 視察場所及び部局等 | オンライン（Zoom講座） |
| 視察事項 | 「予算審議のツボ①、②、③」 |
| 報告内容 | （１）概要<br>講師・森裕之　立命館大学政策科学部教授<br>３つの講義①「自治体財政の基本のすべて」②「2025年度の地方財政計画と自治体の予算」③「予算審議のポイントと今後の自治体財政」を受講。３つの講義が概ね地続きの解説であったので、ひとつ一つの講義として捉えるより、全体像で報告をする。<br><br>（２）内容について<br>①「自治体財政の基本のすべて」では自治体財政の基本を家計になぞらえて学びなおした。<br>②「2025年度の地方財政計画と自治体の予算」は、自治体予算を左右する国の地方財政計画の内容とポイントをおさえた。<br>③「予算審議のポイントと今後の自治体財政」では、骨太の方針から中長期的な地方財政と自治体の施策について学んだ。<br><br>（３）所感・市政に活かせること<br>令和７年３月定例会で関連質問の土台とした。<br>政府は、地方財政の健全化の取組を堅持し、臨時財政対策債について制度創設以来、初めて発行額をゼロにした。また骨太の方針２０２４年で地方税収等について、これまでの上振れ税収分については「基金の増加や標準的な行政経費を上回る歳出等に使われている」として「当初の地方財政計画で予定されていなかった財政需要への対応については、国への支援を求めることなく、地方団体において財政調整基金の取崩し等を活用して対応すべきである」とした。ようするに「基金がたまっているからそれを使え」としている。翻って、東御市の財政調整基金はかつかつである。災害の頻発、公共施設等の更新・長寿命化、インフラ更新・維持管理など、今後の人口減少とも連動する諸課題について、２０１４年の公共施設等総合管理計画策定への交付税措置から１０年経過し、全体像を見直す時期に入っている。個人的にも腰を据えて、これらの分析など継続したい。 |

（視察先の写真等がある場合は添付）